



国労西日本

国労西日本本部
NO. 269

発行責任者 森田 文一
編集責任者 片岡 有宏

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に



JR貨物『人事制度の見直しについて』提案

公平公正な制度の仕組みと担保の実現を

9月28日、国労本部は貨物会社と経営協議会を開催し、2019年4月1日を実施日とする『人事制度の見直しについて』の提案を受けた。

国労本部は、「制度の見直しにあたって、中心となるべき『現行55歳以上社員の賃金改善』についての考え方が反映されておらず、移行措置に関わっては、組合差別によって国労組合員が試験に合格していないという事実もある。何よりも公平公正な制度の仕組みと担保の実現が求められるとして、誠実かつ真摯な交渉とすることを求めてきた。



近畿地本 山中和也氏 撮影

職 群

職群名	新卒採用条件	定義
プランナー	大学卒以上	経営幹部を目指し、現業の業務を経験しつつ、非現業の企画・計画・管理等業務を行う。転勤範囲は全国とする。
エキスパート	短大、高専卒以上	現場長、助役、支社幹部等の管理職を目指し、現業の業務を行いつつ、現業の計画業務、管理補助業務及び非現業の業務等を行う。転勤範囲は採用支社、隣接支社及び本社とする。
プロフェッショナル	高校卒以上	主に鉄道現業業務の第一線で業務経験を重ねていく。転勤範囲は採用支社内とする。

等 級

等 級	業務知識・技能・経験	期待される役割
※C(キャプテン)	インストラクターのものに加え、職場の改善・問題解決力を十分に備えている。	インストラクターの役割に加え、職場の実務におけるまとめ役(中心人物)、管理者。
I(インストラクター)	職場の全ての担務や担当業務を担えるだけの業務知識、技能及び経験などを十分に備えている。	レギュラーの中でも非常に業務に習熟し、職場のリーダー的立場になる人。
R(レギュラー)	1つ以上の担務や担当業務を担えるだけの業務知識や経験などを備えている。	会社の職場における、業務・実務の主力の人。
B(ビギナー)		新人として、基礎的業務知識・技能の習得に励み、社会人として早期に成長し、主力になること。

※プロフェッショナル職群を除く

提案要旨

昇格等制度の改正 (1) 昇格・降格、昇級

会社は、①社員が安心して、生き生き伸び伸びと力いっぱい働くことができ、仕事のやりがいと自分の成長を感じられる会社とする。②学歴にとらわれず、地域、職種についても本人の意思・努力で選択する機会を得ることができ、会社とする。③公正な評価により、きちんと真面目に働く社員が報われる会社とする。

3点を柱として、「持続可能で更なる発展を遂げる会社となるべく、人事制度の改正を実施する」と説明した。

国労本部は、提案に対して「制度の見直しは多岐にわたるものであり、働く者の賃金に影響し、生涯に関わる重要な案件であり、実施日にこだわることなく、誠実かつ真摯な交渉が求められている」と指摘し、①制度の見直しに必要な原資、②現状の生涯賃金を維持できる社員数、③評価主義による評価者のあり方、④昇給の維持に向けた考え方を明らかにするよう求めた。

会社は、①原資の規模については交渉で明らかにしたい。②賃金カーブは多数の社員が現状を下回らないよう反映させている。③評価者となる現場長等について非組合員とする。④昇給の原資は経営として工夫し維持する。との考え方を明らかにした。

社員の昇格等にあたっては、社員としての自覚、勤労意欲、執務態度、知識、技能、適格性、協調性、教育受講履歴、人事評価及び試験(試験を行う場合に限定)の成績等を踏まえ、公正に判断して行う。

賃金制度の改正

(1) 賃金体系
賃金の種別及び体系は次のとおりとする。

基準内賃金

基本給、都市手当、職務手当

基準外賃金

家族手当、通勤手当、職種手当、技能手当、特殊勤務手当、割増賃金、日直・宿直手当、別居手当、寒冷地手当
その他
期末手当

(2) 基本給

基本給は、職群及び等級毎に最低額と基準額を設ける。また「60歳定年実施に伴う社員規程」は廃止し、60歳定年まで昇給を行う。なお、「基準額」とは、昇給時に昇給額が変化する額である。

昇格等制度の改正

(1) 昇格・降格、昇級
社員の昇格等にあたっては、社員としての自覚、勤労意欲、執務態度、知識、技能、適格性、協調性、教育受講履歴、人事評価及び試験(試験を行う場合に限定)の成績等を踏まえ、公正に判断して行う。

基本給は、職群及び等級毎に最低額と基準額を設ける。また、「60歳定年実施に伴う社員規程」は廃止し、60歳定年まで昇給を行う。なお、「基準額」とは、昇給時に昇給額が変化する額である

プランナー職群

等級名	基本給	
	基準額	最低額
C	400,000 円	297,500 円
I	372,500 円	252,500 円
R(2級) (1級)	327,500 円	237,500 円
	277,500 円	223,500 円
B	227,200 円	211,000 円

エキスパート職群

等級名	基本給	
	基準額	最低額
C	400,000 円	297,500 円
I	372,500 円	252,500 円
R(2級) (1級)	327,500 円	237,500 円
	277,500 円	201,900 円
B	214,200 円	186,400 円

プロフェッショナル職群

等級名	基本給	
	基準額	最低額
I	372,500 円	252,500 円
R(2級) (1級)	327,500 円	237,500 円
	277,500 円	181,500 円
B	192,000 円	166,000 円

昇給については、職群、等級毎の評価により昇給額を定める。毎年の昇給により基本給が基準額を上回るまで、表1のとおり昇給を行う。基準額を上回った翌年以降は表2のとおり昇給を行う。

表1

	S	AA	A	BA	B
C	6,600円	6,300円	6,000円	5,700円	5,100円
I	6,100円	5,800円	5,500円	5,200円	4,700円
R(2級) (1級)	5,500円	5,300円	5,000円	4,800円	4,300円
	4,400円	4,200円	4,000円	3,800円	3,400円
B	3,300円	3,200円	3,000円	2,900円	2,600円

表2

	S	AA	A	BA	B
C	3,960円	3,780円	3,600円	3,420円	3,060円
I	3,660円	3,480円	3,300円	3,120円	2,820円
R(2級) (1級)	3,300円	3,180円	3,000円	2,880円	2,580円
	2,640円	2,520円	2,400円	2,280円	2,040円
B	1,980円	1,920円	1,800円	1,740円	1,560円

評価制度

(1) 人事評価の定義 人事評価は公平公正に行う。人事評価は、ある期間の中で、どのように行動し、どのくらいどの成果を上げたか、また現在の程度の能力を發揮しているかを判定し、処遇へ反映させるとともに、その結果を人材育成に活用するための仕組みをいう。

(2) 評価の適用者

評価の適用(対象)は、原則として、全社員(シニア社員及び契約社員を含む)とする。

(3) 評価の種類

評価は、役割行動評価、業績評価及び目標管理評価とする。プロフェッショナル職群には役割行動評価を、エキスパート職群には役割行動評価及び業績評価を、プランナー職群には役割行動評価及び目標管理評価を行う。

「役割行動評価」とは、社員として求められる行動がなされているか、会社・組織が求める「業務・行動(何をすべきか)」について実行できていたのか、職群、等級別の業務遂行基準に基づき5段階(S、A、A、A、B、A、B)で評価する。

「業績評価」とは、会社・組織が求める期待していた言動(何を果たすべきか)がどの程度達成できていたのかを評価する。

「目標管理評価」とは、会社・組織が達成すべき目標に貢献するための個人目標を立てた上で、それがどの程度達成できていたのかを評価する。

(4) 評価方法等

①評価は、社員本人が評価後、

本人と上司の面談を経た上で上司評価を行う。②評価は人事部門が主催する評定会議を経て決定する。③評定会議の結果は、直属上司から本人へ面談にて伝える。

※1 社員は上司との面談に疑義や異議がある場合には、会社に再説明の要請や異議申し立てをすることが出来る。

※2 会社は評価者に必要な教育を実施する。

(5) 評価時期と活用

①評価は、毎年度2回(春秋)実施する。②評価結果は、昇格、降格、昇級、職群転換、及び昇給に活用する。

嘱託社員制度

(1) 名称の変更 「嘱託社員」を「シニア社員」に改める。

(2) 契約期間

5年以内で複数年の契約期間を定めることができる。ただし、65歳以上については単年度契約のみとする。

(3) 特別休日

以下のいずれかを選択することができる。なお、1回に限りコースを変更することができる。ただし、65歳以上についてはコースBのみ選択できる。

実施時期

2019年4月1日(月)とする

これからの医療の進歩を見据え、「生きるためのがん保険」を新しくします。

NEW/ 生きるためのがん保険 Days1

アフラックはがん保険契約件数 No.1 (平成29年度「インシュアランス」全業種)

NEW/ 女性特有のがんにも手厚い 生きるためのがん保険 Days1

NEW/ あなたの保険を最新化 生きるためのがん保険 Days1 プラス

すでにアフラックのがん保険にご契約の首領に

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

アベニール株式会社
〒105-0004 港区新橋5-15-5 交通ビル3階
TEL.03-3437-6810 FAX.03-3437-6822

(引受保険会社) 「生きる」を創る。 **Affac** アフラック 東京第二法人営業部 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル19F TEL.03-3344-1429 FAX.03-3344-2658

AF協定書2017-5036 1/12/2